

(仮称)尾道駅前屋内子ども広場整備
業務委託仕様書

尾道市
令和8年6月

1 業務名

(仮称) 尾道駅前屋内子ども広場整備業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

※担当課の検査期間等を含む。

3 業務の目的

JR尾道駅前にある商業施設内に、子どもや子育て世代が集い、交流する場として子ども広場、多目的広場、授乳スペース等を備えた施設(以下「本施設」という。)を整備することを目的とする。

4 施設の役割

本施設は、気温や天候に関わらず、子どもが安全・安心に遊ぶことができる環境を確保するとともに、子育て世代が集い交流する場を創出するため設置する。

5 施設のコンセプト

本市では、「こどもまんなか 尾道」をスローガンに掲げ、子育て環境の充実に取り組んでいる。本施設では、子どもが主体的に遊びを創造することができ、親子で「夢中」になれる空間を目指すものとする。

これらを踏まえ、本施設の整備にあたってのコンセプトは次のとおりとする。

『夢中になれるプレイグラウンド』

- 子どもが安全に「わくわくする遊び」や「落ち着いた遊び」ができる空間づくり
 - ・こころと体の成長が実感できる場所
- 親同士が自然と話せる空間づくり
 - ・親子だけでなく親同士がつながる場所
- 子育て世代を見守る空間づくり
 - ・多世代交流ができる場所
 - ・大人にも心地よい場所
 - ・子どもが未来を担う大切な存在と感じられる場所

6 業務場所

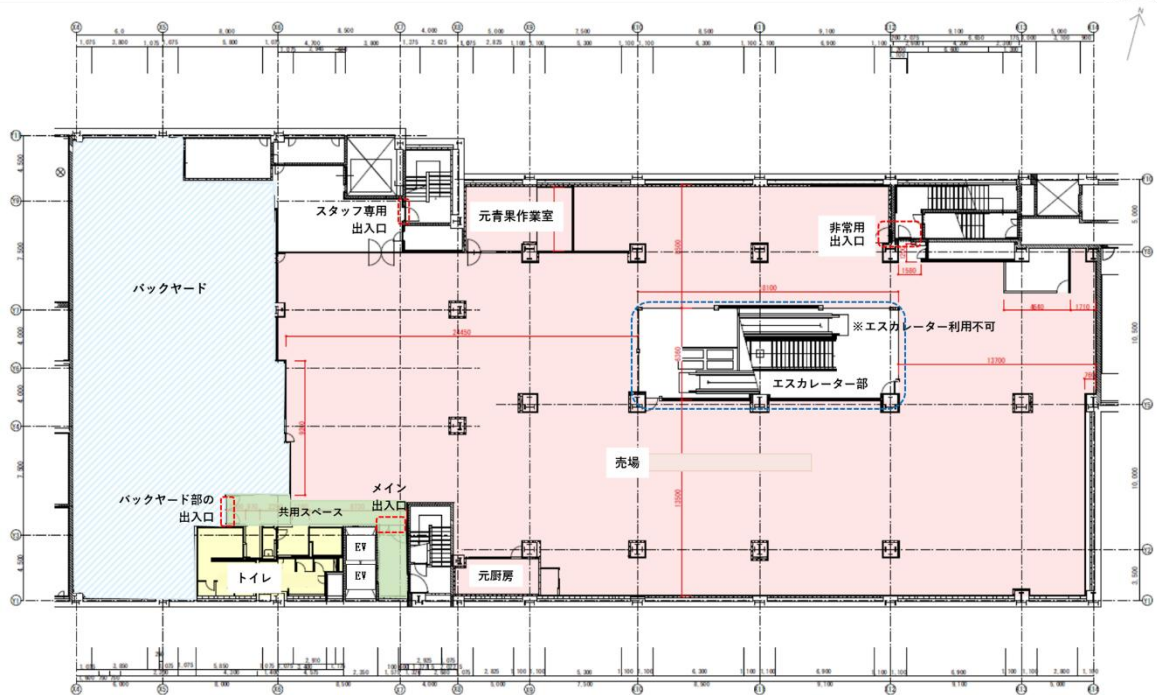
(1) 業務の実施場所

尾道市東御所町1番10号

尾道駅前再開発ビル地下1階の一部

※業務範囲は、次の図の「売場」(赤色網掛け部)、「トイレ(黄色網掛け部)」、「共用スペース(緑色網掛け部)」とする。

※市が尾道駅前再開発ビルの中で本施設に必要なスペースを賃借する。



(2) 尾道駅前再開発ビルの概要

ア 名称 尾道駅前再開発ビル

イ 所有者 区分所有者 ※事業所25区画、住宅73区画

ウ 面積 敷地面積 約9,840㎡

建築面積 約6,835㎡

延床面積 約32,042㎡ (※うち商業・業務用途 約6,981㎡)

エ 構造 鉄骨、鉄筋コンクリート造 地下1階 地上11階

オ 建築年 平成11年

カ 施設内容 店舗、公益施設(ホール)、住宅、駐車場、神社、交番、その他

地下1階：本施設の業務場所等

1階：物品販売店舗、レンタサイクルショップ、飲食店、郵便局等

2階：宿泊施設、飲食店、学習塾等

3階～11階：分譲等マンション(73戸)

3階～8階：市営駐車場

キ 駐車場 161台(有料)

7 施設概要

(1) 本施設の機能

機能		面積	要求水準
子ども広場 対象：0歳児～小学校6年生			「13 施設整備の要求水準」へ記載
子どもの遊び場（ベビーエリア） 対象：0歳児～2歳児	提案による		
子どもの遊び場（キッズエリア） 対象：3歳児～小学校3年生	提案による		
図書エリア	提案による		
ベビーケアルーム	30㎡程度		
受付エリア	提案による		
講座用ルーム	40㎡程度		
多目的広場			
フリースペース	50㎡以上		
テレワークスペース	50㎡程度		
トイレ	現状とおり		
事務室	35㎡程度		
倉庫	提案による		

(2) 開館時間及び休館日（予定）

ア 開館時間

10時～17時

イ 休館日

週1日（平日）及び年末年始（12月29日～1月3日）の6日間

その他、臨時休館日あり。

(3) 利用料

無料

8 業務内容

- (1) 遊具等の配置計画作成
- (2) 遊具等の納品・設置
- (3) 内装等に係る設計業務
- (4) 内装等に係る施工業務
- (5) その他（上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等）

9 スケジュール（予定）

年度	令和 8 年度				令和 9 年度	
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
設計施工		遊具等の配置計画作成 内装等に係る設計業務（9月～10月）				
			遊具等の納品・設置 内装等に係る施工業務（11～2月）			
運用				▼オープン(3月)		

10 利用対象者等の意見聴取

受注者は、未就学児、小学生とその保護者等を対象としたヒアリングを行い、その内容を市へ報告すること。また、市と協議のうえ可能な範囲で設計・施工へ反映すること。

(1) 対象者

- ・尾道市内の子育て支援センター及び児童館の利用対象者等
- ・尾道市内の療育施設等の利用者等

(2) ヒアリング内容

施設設備や玩具等に関する事項（市と協議のうえ聴取事項を作成すること）

(3) 実施時期

令和 8 年 9 月中

11 関係法令

事業者は、各業務の実施にあたって、地方自治法をはじめ、以下に示す建築基準法、消防法等の整備関連の関係法令等の内容を理解し、遵守すること。また、業務期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

（法令・施行令・施行規則等）

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

- ・母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（条例等）

- ・広島県福祉のまちづくり条例
- ・広島県建築基準法施行条例
- ・尾道市建築基準法施行細則
- ・尾道市火災予防条例

12 設計・施工業務の要求水準

(1) 設計業務

ア 業務内容

- ・要求水準及び提案内容に基づき、市と十分に協議を行いながら設計業務を実施すること。打合せや協議については、議事録を作成すること。
- ・業務実施に先立ち、実施方針や体制、工程（施工を含む）などを記載した業務計画書を提出すること。
- ・設計は、主要な寸法、面積、材料等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に影響を与える項目については、方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。また、工事の実施に必要な数量や工事費内訳などを、適切に作成すること。

イ 設計図書の作成等

- ・図面の作成はCADを用いてください。
- ・建設工事着手前に市に提出する実施設計図書は、以下のとおりとする。

実施設計図書

項目	部数	備考
設計図面（製本）	3部	A4（見開きA3）
その他技術資料、計算書等	1部	
設計内訳書、明細書	1部	A4
内観パース（複数点）	1部	
打合せ記録等	1部	
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	1部	CD-R等

(2) 施工業務

ア 業務内容

- ・要求水準及び提案内容に基づき、市や建物所有者と十分に協議を行いながら工事を実施すること。打合せや協議については、議事録を作成すること。
- ・業務実施に先立ち、工事内容や体制、工程などを記載した施工計画書を提出すること。
- ・工事は、設計図書に基づき適切な施工計画、品質管理のもと実施すること。特に、建物の設計（施工）条件の十分な把握、調整のもと工事を実施すること。
- ・定期的に出来高を確認し、月に1回は報告を行うこと。
- ・使用材料の色、柄及び表面形状等の詳細に係る内容については、事前の市の確認のため、見本やサンプルを提出すること。
- ・工事における安全確保、環境配慮に努めること。

イ 竣工図の作成等

- ・竣工図面データは、PDF及びJWW方式とすること。
- ・竣工図の作成及び提出資料は以下のとおりとする。提案内容や業務実施において必要となる資料を含むものとする。

竣工図

項目	部数	体裁
竣工図面（製本）	2部	A4（見開きA3）
完成写真（複数点）	1部	
打合せ記録等	1部	
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	1部	CD-R等

ウ その他

事業者は、工事に際して、関連法令等の他、次の事項について遵守すること。

①工事の周知

施工方法と工程計画について、関係機関に対し周知を図ること。

②施工中の安全確保

常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工にともなう災害及び事故の防止に努めること。

③施工中の環境保全

騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染及び水質汚濁等の影響が生じないように周辺環境の保全に努めること。工事材料の使用に際しては、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努め、作業環境の改善及び作業現場の美化等に努めること。

④災害時等の対応

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに市に報告すること。

⑤建設資材等のリサイクル

工事により発生する建設副産物については、関連する基準や管理マニュアル等に基づき、適正な処理に努めること。

⑥請負代金内訳書

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した内訳書を提出すること。

⑦施工体制台帳の写し（再下請通知書）・施工体系図

施工体制台帳原本（下請契約書共）及び施工体系図は作業所内に常備すること。
建設業法施行規則第14条の2第2項に基づいた書類を市担当職員に提出すること。

契約書について、建設業法第19条に基づく14項目を網羅した内容とすること。

⑧検査記録

検査記録について、検査中の状況写真に加えて、修補指示を受けた事項について、その内容を記録した書面と、是正前、是正中及び是正後の写真を添付すること。

(3) その他必要な業務

事業者は、工事の着手、完了及び供用開始に必要な届出を行うほか、必要な準備、調整、手続きなど、必要な対応を行うこと。

13 施設整備の要求水準

(1) 共通事項

- ・本施設の設置目的やコンセプトを踏まえ、子どもが安全に「わくわくする遊び」や「落ち着いた遊び」もでき、また、親同士が自然と話せ、子育て世代を見守れる空間となるよう工夫すること。
- ・子ども広場は、0歳から小学校3年生までの利用を主な対象とする。なお、利用者の兄弟姉妹が一緒に利用することを想定し、整備内容の対象年齢を小学校6年生までとすること。
- ・清潔感のある明るい内装デザインとすること。
- ・本施設へは、南側エレベーター・階段部分からの入退場を想定している。
- ・エスカレーター部は、既設のシャッター等で区画し閉鎖すること。

- ・子ども広場とそれ以外の部分は、イスやソファーに座っても中の様子が分かる程度の高さの仕切りを設けて区画分けを行うこと。
- ・職員の配置人数（平日2名、休日3名程度）を考慮したレイアウトとすること。
- ・バリアフリー設計、インクルーシブやユニバーサルデザインなどの視点をふまえたレイアウトとすること。
- ・天井高は3.0m。その他、既設の防煙垂壁など一定の制限がある。

(2) 子ども広場

ア 共通事項

①空間計画

- ・0歳児～2歳児を対象としたベビーエリアと3歳児～小学校3年生を対象としたキッズエリアへの動線を想定したレイアウトとすること。
- ・子ども広場内は、靴を脱いでの利用とする。
- ・遊具の他、管理運営に必要な受付用カウンター・イス、靴箱も設置すること。
- ・イベントや講座の実施時などに利用可能な可動式の簡易な舞台を設置すること。
- ・床材は耐水性、防汚性に配慮すること。

②遊具計画

- ・感性や創造力を育む機能を盛り込むこと。
- ・維持管理性、更新性にも配慮した遊具とすること。
- ・インクルーシブ遊具等を導入するなど発達段階に応じて楽しめる遊具とすること。
- ・遊具や玩具は、創造性を養う多種多様なものとする。

③安全対策

- ・親子等で利用することを前提とし、遊具の周囲や動線に対して十分な安全策を講じること。
- ・設置する遊具は、基礎工事を要しないものとする。但し、遊具の据付工事はこの限りではない。
- ・遊具や玩具は、維持管理しやすく利用者の安全性に優れたものとする。
- ・遊具の規準については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版・令和6年6月国土交通省)」、「遊具の安全に関する規準(最新版)・一般社団法人日本公園施設業協会」又はこれと同等の基準に準拠すること。
- ・床材は、滑りにくく、清掃が容易なものとする。

イ 子どもの遊び場（ベビーエリア）対象：0歳児～2歳児 【面積：提案による】

①空間計画

- ・落ち着いた色合いで、乳幼児が安心して過ごせる空間とすること。
- ・ベビーエリアはベビーケアルームの近くに配置すること。

②遊具計画

- ・木製遊具や知育玩具を設置すること。
- ・その他、独自の提案をすること。

③安全対策

- ・0歳児～2歳児程度までの子どもが安全に安心して遊べる空間とすること。
- ・遊具等は口にしても安全な材質を使用すること。
- ・角などに対する安全性も確保すること。

④利用定員

- ・想定利用定員を示すこと。

ウ 子どもの遊び場（キッズエリア）対象：3歳児～小学校3年生

【面積：提案による】

①空間計画

- ・遊びの内容に応じて、体を動かす動のスペース(アクティブスペース)、落ち着いて遊ぶ静のスペース(クリエイティブスペース)を効果的に配置すること。
- ・動のスペースと静のスペースの割合は、3：1～4：1程度とすること。
- ・動のスペースは面積を活かし、子どもが走り回ることができるよう、広場内での連続的な動線を確保すること。
- ・遊んでいる子どもの様子を見守りながら、大人が座れる場所を確保すること。
- ・動のスペースの床面には人工芝を設置すること。
- ・人工芝は転倒時等の安全性に配慮した毛足の長さ（30mm程度）とすること。

②遊具計画

- ・施設のシンボルとなるような大型で、視覚的にも楽しめる遊具を設置すること。
(例：複合遊具、駆け上がり遊具、シンボルツリーなど)
- ・「走る」以外に「登る」、「くぐる」など、子どもの基礎体力や運動能力を高める動作ができるようなアスレチック遊具を設置すること。
- ・人工芝の築山を設置すること。
- ・ボールプールを設置すること。
- ・壁面を利用したボルダリングを設置すること。
- ・ブロック遊びなどの静のスペースに適した遊具や玩具を複数配置すること。
- ・好奇心を高めるようなデジタルコンテンツの活用も積極的に検討すること。

- ・その他、独自の提案をすること。

③安全対策

- ・遊具には、対象年齢(体重、身長制限等)、遊び方及び注意事項などを記載した案内板を設置すること。
- ・角などに対する安全性も確保すること。

④利用定員

- ・想定利用定員を示すこと。

エ 図書スペース 【面積：提案による】

①空間計画

- ・子ども広場の中に、図書スペースを設置すること。
- ・対象年齢は未就学児から小学校6年生までとすること。
- ・子どもが座って落ち着いて本を読めるスペースを設けること。
- ・親子で一緒に本に親しめる空間とすること。

②設備計画

- ・200冊程度の本が収納できる木製本棚を設置すること。
(図書の準備は含まない。)
- ・最低30冊以上は表紙が見える状態で、配架できる本棚を設置すること。

オ ベビーケアルーム 【面積：30㎡程度】

- ・乳幼児を連れた大人も心地よく過ごせる空間とすること。
- ・安全管理上の理由からベビーケアルームの出入口は子ども広場内へ設置すること。
- ・プレイコーナーは、子どもが安全に遊べる仕様とすること。
- ・男性も利用できるよう工夫すること。
- ・授乳兼搾乳室、おむつ交換スペース、調乳スペース、プレイコーナー、保護者用ソファー・テーブル等を配置すること。
- ・ベビーケアルーム内に手洗いができる設備(大人用・子ども用)を設けること。
- ・授乳兼搾乳室は、区切られたスペースを2つ設けること。
- ・授乳兼搾乳室に授乳チェアや授乳テーブルを設置すること。
- ・おむつ替えスペースには、縦型おむつ交換台を2台設置すること。
- ・調乳スペースは、電源コンセントを用意し、調乳専用浄水給湯器を設置すること。
- ・ベビーケアルームは南側階段東側の元厨房付近を想定している。

カ 受付エリア 【面積：提案による】

- ・入口付近に受付エリアを設け、受付カウンター及び収容人数に応じた靴箱を設置すること。
- ・靴の履き替え、入退場の受付時がスムーズな流れとなるよう配慮すること。
- ・受付は2名が同時に業務できる程度の広さを確保すること。
- ・入口付近に、ベビーカーや車イス等を置けるスペースを設けること。

キ 講座用ルーム 【面積：40㎡程度】

- ・講座用ルームは子ども広場内に設置し、天井まで届かない仕切り部と出入り用の扉を設けたレイアウトすること。
- ・利用定員を20名とし、それに合わせたテーブル、イスを用意すること。テーブル、イスとも折りたたんで収納できるものとする。

(3) 多目的広場

ア フリースペース 【面積：50㎡以上】

- ・飲食可能な休憩スペースとし、親子だけでなく親同士が交流できる心地のよい空間とすること。
- ・床材は耐水性、防汚性に配慮すること。
- ・様々な形態のテーブル、イス、ソファ等を設置すること。
- ・3歳未満の子どもを対象にくつろげるエリアも検討すること。(例：小上がりのようなイス以外で休憩できるエリアなど)
- ・想定する利用定員を示すこと。

イ テレワークスペース 【面積：50㎡程度】

- ・半個室ブース(4人程度)とオープンスペース(10人程度)を設置すること。
- ・半個室ブースの仕切り部分は天井まで届かないものとする。
- ・半個室ブースには、電源コンセントを設けること。
- ・テレワークスペースと他スペースの境界に出入口のある仕切りを設けること。
- ・電源コンセントのある簡易な受付スペースを設けること。

(4) トイレ 【面積：現状のとおり】

- ・全てのトイレの内装を湿式から乾式へ変更すること。
- ・既存のトイレ位置と便器の個数はそのまま利用すること。

※既存トイレの便器個数は以下のとおり。

男子トイレ：小便器3個、大便器 洋式1個、和式1個

女子トイレ：幼児用小便器 1 個、大便器 洋式 3 個

多目的トイレ：大便器 洋式 1 個

- ・便器はすべて更新することとし、大便器は温水洗浄機能を有する洋式便器へ変更すること。
- ・全てのトイレの個室にはベビーチェア、手荷物置き場、便座クリーナーを設置すること。
- ・全てのトイレの洗面化粧台は交換すること。
- ・全てのトイレにバリアフリー対応を検討すること。
- ・多目的トイレに、フィッティングボード（着替え用）、おむつ交換台、手洗い、手荷物置き場、便座クリーナー、手すり等を設置すること。
- ・多目的トイレにオストメイトの設置を検討すること。
- ・女子トイレの広めの個室にはフィッティングボード（着替え用）を設置すること。
- ・女子トイレ内にある子ども用小便器は目隠しのためブースで一部を囲うこと。
- ・女子トイレ、男子トイレにおむつ交換台の設置を検討すること。

(5) 事務室 【面積：35㎡程度】

- ・事務室は北側の元青果作業室に設置すること。
- ・利用者、スタッフの動線を考慮した事務室への通路を確保し、出入り口は職員以外の者が自由に入室することを防ぐための工夫をすること。
- ・給湯スペースを設置すること。
- ・事務室の事務用備品は別途発注者が設置するため、本委託業務に含めないこと。

(6) 倉庫 【面積：提案による】

- ・備品等の保管用に子ども広場内に倉庫を設置すること。
- ・利用者、スタッフの動線を考慮した倉庫への通路を確保し、出入り口は職員以外の者が自由に入室することを防ぐための工夫をすること。

(7) サイン計画

- ・ピクトグラムを使用し、施設利用者が目的の場所を探しやすい工夫をすること。
- ・サインについては、多言語化対応とすること。
- ・サインの色彩は、色彩、デザインはフロア全体又はそれぞれの用途に合わせたレイアウトと統一感があるものとする。

(8) 設計・施工に際しての注意事項

- ア 本施設は商業施設の一部を賃借して整備・運営するものであり、工事に先立つ設計内容については、関係法令はもとより、建物所有者の定める規約を守り、設計段階で市の承認を得ること。
- イ 整備範囲の西側にある旧店舗バックヤード部と境界部分の仕上げは、バックヤードへの進入路を確保した仕上げとすること。
- ウ トイレ整備想定場所及び接続先の管については、図面と現地を参照すること。
- エ 照明、排煙、換気、空調は基本的に既設のものをそのまま利用すること。
- オ 本業務により整備する設備や遊具等に係る電力、給水、排水、空調等の負荷を、既設の設備や配管、配線等で負担できないことが想定される場合は、既設部分に支障を生じさせることが無いよう必要な措置を講じること。

(9) 整備工事の実施

- ア 整備工事の実施にあたって、施工内容・施工期間等を事前に施設管理者である尾道駅前都市開発株式会社とも協議すること。
- イ 現地確認のうえ施工すること。
- ウ 電話工事については、事務室と子ども広場受付へ外線電話の設置ができるようにすること。
- エ 館内放送は、本施設内を対象とした範囲のスピーカーを管理できるようにすること。操作盤は事務室へ設置し、放送は事務室と子ども広場受付の2か所でできるようにすること。
- オ 本施設内の全体でインターネット回線を無線（Wi-Fi）で利用できるように、通信回線事業者と協議のうえ、必要な対応を行うこと。
- カ 職員が業務を適切に行えるようにするため、事務室に、本市の公共ネットワーク用LANケーブルを敷設する予定である。そのため、本市情報システム課と協議のうえ、必要な対応を行うこと。
- キ 騒音及び振動を伴う作業については、周辺テナントに影響のない時間帯とする。また、作業・運搬に伴い、通行人等に十分な配慮を行うこと。
- ケ 資材の搬入にあたっては、必要に応じて経路の養生を行い、荷物用エレベーターまたは階段を使用すること。
- コ 工事に伴い発生した解体材、残材等は、法に基づき適切に処分すること。

(10) 工程管理

- ア 限られた時間の中での実施となることから、効率的な施工計画を策定すること。
- イ 施工計画には、全体の業務行程、実施体制、作業概要等を示すこととし、実施体制には、組織体制及び業務責任者、各業務担当者等の名簿を記載すること。

14 その他

- ア 本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については、市と協議し、実施すること。
- イ 受注者は、業務従事者の名簿を事前に市に提出すること。また、異動のあるときも同様とする。
- ウ 業務従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- エ 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、市と受注者が協議の上、解決するものとする。
- オ 市は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること。

15 リスク分担

- ・リスク分担に関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

リスク分担表（設計・施工業務）

	リスクの種類	内容	負担者	
			尾道市	事業者
共通	募集要領	募集要領等の公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
	法令等の変更	事業者の業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
	税制変更	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		上記以外の税制の変更		○
	許認可等リスク	市として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更	政策変更（事業の中止、その他）による事業への影響（追加費用）	○	
	環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出等）に関する対応		○
	第三者賠償	事業者の業務に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、暴動、疫病その他の市又は事業者のいずれかの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設等の損害	協議事項		
資金調達	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○	
物価変動	建設期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う経費の増減	協議事項		
設計	設計リスク	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	市の要望や工事状況による設計条件の大幅な変更等を行う場合	○	
施工	施工費増加	市の責めに帰すべき事由による施工費用の増加	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による施工費用の増加		○
	工期遅延	市の責めに帰すべき事由により契約期日までに本施設を供用できない又は工事が完了しない場合	○	
		事業者の責めに帰すべき事由により契約期日までに本施設を供用できない又は工事が完了しない場合		○
要求性能未達	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	

※ その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とします。